［(4)　略］

(5)　五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。）

［(6)・(7)　略］

［五～七　略］

八　五GHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

［九・十　略］

十一　五・二GHz帯高出力データ通信システム（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局（屋外で利用するもの又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限る。）と陸上移動局との間（基地局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。）で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。）をいう。）の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの

第六条の二の三　法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

（登録の対象とする無線局）

第十六条　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局

五　設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局

六～十二　［略］

（登録局の無線設備の規格）

第十七条　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

五　設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

六～十二　［略］

［(4)　同上］

(5)　五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）

［(6)・(7)　同上］

［五～七　同上］

八　五GHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

［九・十　同上］

［新設］

第六条の二の三　法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

（登録の対象とする無線局）

第十六条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

［四～十　同上］

（登録局の無線設備の規格）

第十七条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

［四～十　同上］